

事務事業名		給水装置工事業者指定事務				評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)	
政策体系	基本目標	1 地域の特色を活かした快適なまちづくり				担当組織	担当部	水道局	担当課	工務課
	政策	2 住みやすい快適なまちづくり				担当係	給水係		担当課長名	大澤信夫
	施策	4 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理				新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 安全で安心な水の安定供給				実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名				
		水道事業				市単独事業・国県補助事業		市単独事業		
						任意的事業・義務的事業		任意的事業		
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	S14年度～ 年度		根拠法令 条例等	実施方法		直営		
						事業分類		証明書交付・登録等事務		
						リーディングプロジェクト		該当なし		
						市長マニフェスト		該当なし		

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

①手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)											
事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)				平成26年度実績(平成26年度に行った主な活動内容)							
給水装置工事業者からの佐野市指定給水装置工事業者登録申請に基づき、書類審査、事業所の調査のうえ指定する。				左記事業概要と同様							
活動指標		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)				
指定件数		件	3	6	5	5	5				
②対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)											
指定を受けようとする者				対象指標		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
				申請件数		件	3	6	5	5	5
目的											
③意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)				成果指標		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)
給水装置工事を法令等の基準に従って適正に施工することが出来ると認められた事業者を指定する。				指定件数/申請件数		%	100	100	100	100	100
④結果(どのような結果に結びつきますか?)											
・安全・安心な水の供給				上位成果指標		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)
				水質基準値適合率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)		
	国庫支出金	千円							
	県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般会計	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円							
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0		
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目
人件費	人	2	2	2	2	2			
のべ業務時間	時間	50	50	50	50	50			
人件費計(B)	千円	195	197	197	197	197			
トータルコスト(A)+(B)	千円	195	197	197	197	197			

事務事業名	給水装置工事事業者指定事務	担当部	水道局	担当課	工務課	担当係	給水係
-------	---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	昭和14年水道事業開始以来、継続して水道水の安定供給を確保するため。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	規制緩和以降、市外からの指定申請が増加している。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	特になし。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	水道法等の改正により、水道事業者で指定の必要がなくなったとき。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	水道法により、水道事業は原則として市が経営するものである。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	給水装置工事は法令等に適合させなければならない、見直しの余地はない。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がない	理由・改善案	水道水の安全確保をするためには、指定給水装置工事事業者による施工が不可欠であり、見直す余地はない。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	類似事務事業名
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	現在の申込件数を処理するために適切な人件費であり、削減する余地はないと考える。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？ 事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	現在の受益者負担は適正である	理由・改善案	給水装置工事の申込は水道の需要者であり、水道料金で賄っている水道事業として適正である。また、指定する際には、事業者から手数料を徴収している。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)			
	水道法等の改正により、水道事業者で指定の必要がなくなったとき。			

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																					
現状維持(従来通り実施)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。																						
* 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。 (複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×	
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		○	×																			
	低下		×	×																			